

令和6年10月29日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市廃棄物減量等審議会  
会 長 鈴 木 正 次

### 裾野市一般廃棄物処理基本計画等の施策について（答申）

令和6年6月11日付け裾市生第32号をもって貴職より諮問のありました標記の件につきまして、当審議会は、諮問事項について専門的見地や市民としての視点のもと、これまでの市の取り組み、現状や課題を整理し、市の方針等も踏まえた上で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり意見を付して答申いたします。

本答申を踏まえて、更なるごみ減量及び再資源化に取り組んでいかれることを要望いたします。

#### 記

#### 1. 今後のごみ減量につなげるため、既存の分別品目に新たな品目を加えるなど、資源化の促進として、以下の品目の資源化を重点的に推進すること。

- ・現在行われている「容器包装プラスチック」に加え、「製品プラスチック」もリサイクル技術が確立されてきているため、市においても資源化の対象となるよう資源物としての分別収集・処理を検討すること。
- ・「雑がみ」については、いまだに多くの紙類が「燃えるごみ」になっている現状を踏まえ、市民の排出方法をより簡便にすると同時に、民間の技術力を生かし処理困難紙のリサイクルにも積極的に取り組むこと。
- ・幼稚園、保育園及び高齢者施設等から発生する「紙おむつ」については、収集及び処理方法を研究し、資源化を検討すること。
- ・「生ごみ」「剪定枝・草木」については、燃えるごみに占める割合が多いため、処理機器の導入や補助による減容化、たい肥化による自家処理の推進を図ること。併せて、資源化のための回収を検討すること。
- ・「古着」については、現状の拠点ステーションでは、利便性に課題があり、併せて市民の周知が徹底していないことから、「燃えるごみ」に多く混入している。そこで、大型で車両等が横付けできる、利便性が高い回収拠点を早期に検討すること。
- ・教科書やノート、雑誌などの「雑がみ」、シーズンが終わった「古着」については、季節により大量に廃棄されているため、新学期や衣替えなど適切な時期に回収イベントなどを実施し、さらなるリサイクルの促進に努めること。

- ・現在使用している「資源ごみ」の呼称では、ごみのイメージが強いため、「資源物」などに呼称を改め、市民の資源としての意識づけを行うこと。
- ・資源化の促進について、追加品目は、資源化が可能になった時点から速やかに実施すること。

## 2. ごみの減量化につなげるためのごみ処理の有料化の導入について以下の項目を検討すること。

- ・有料化を行う品目は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「美化センターへの直接搬入」、「粗大ごみ」とすること。
- ・「燃えるごみ」「燃えないごみ」については、収集袋に処理料金を付加することとし、排出量に応じた負担の公平性からも、収集袋の大きさに対し処理料金を検討すること。
- ・美化センターへ直接搬入する家庭系の一般廃棄物に関しても、事業系の一般廃棄物処理料金と同様に重量による料金設定を検討すること。
- ・「粗大ごみ」については、現状のステーション回収方式から、収集車両が各戸に回収に向かう戸別回収方式に変更し、一定量まで一律の料金設定を検討すること。
- ・「粗大ごみ」の内、マットレスやフロン使用製品等、処理困難物に関しては、処理経費を勘案した追加料金の徴収を検討すること。
- ・料金設定は他自治体を参考としつつ、資源物への分別が促進される金額になるよう検討すること。なお、生活福祉面などに配慮するような施策も併せて検討すること。
- ・現在行われている「高齢者等の粗大ごみ個別回収」や災害廃棄物の受入などの福祉的な施策については、処理手数料などを配慮すること。
- ・有料化の時期については、「粗大ごみ」と「美化センターへの直接搬入」を優先的に実施し、極力、同時期に「収集ごみ」の有料化も実施すること。

## 3. その他

- ・美化センターは稼働より35年以上経過し老朽化が懸念されるため、新たな処理施設の設置が必要となる。今後も安定した廃棄物処理のために焼却量の削減と再資源化の促進に努めること。

以上

## 令和 6 年度の答申後の市の取組み状況等について

1. 今後のごみ減量につなげるため、既存の分別品目に新たな品目を加えるなど、資源化の促進として、以下の品目の資源化を重点的に推進すること。

	答申	取組み状況／今後の方向性
1	現在行われている「容器包装プラスチック」に加え、「製品プラスチック」もリサイクル技術が確立されてきているため、市においても資源化の対象となるよう資源物としての分別収集・処理を検討すること。	「製品プラスチック」を別収集、処理するには、コスト増が見込まれる。費用対効果等を踏まえ、検討を進める。
2	「雑がみ」については、いまだに多くの紙類が「燃えるごみ」になっている現状を踏まえ、市民の排出方法をより簡便にすると同時に、民間の技術力を生かし処理困難紙のリサイクルにも積極的に取り組むこと。	令和 7 年 4 月から、収集する雑がみの範囲（処理困難紙など）を拡大した。また、排出方法も「白い紙紐」だけでなく、段ボールやビニール紐等でも可能とした。
3	幼稚園、保育園及び高齢者施設等から発生する「紙おむつ」については、収集及び処理方法を研究し、資源化を検討すること。	処理方法等の情報収集に努め、引き続き検討する。
4	「生ごみ」「剪定枝・草木」については、燃えるごみに占める割合が多いため、処理機器の導入や補助による減容化、たい肥化による自家処理の推進を図ること。併せて、資源化のための回収を検討すること。	「剪定枝」は R8 年度から別途受け入れし、資源化を検討している。「生ごみ、草」は、引き続き検討する。
5	「古着」については、現状の拠点ステーションでは、利便性に課題があり、併せて市民の周知が徹底していないことから、「燃えるごみ」に多く混入している。そこで、大型で車両等が横付けできる、利便性が高い回収拠点を早期に検討すること。	利便性が高い回収拠点を設けるメリット、必要性を感じている。引き続き用地、拠点の確保を検討する。
6	教科書やノート、雑誌などの「雑がみ」、シーズンが終わった「古着」については、季節により大量に廃棄されているため、新学期や衣替えなど適切な時期に回収イベントなどを実施し、さらなるリサイクルの促進に努めること。	教育委員会や各学校と連携し、4月に学校での回収を実施（実績：計 2,930kg）。布団・衣類の回収イベントを5月に実施（実績：4,140kg） 今後も実施予定。
7	現在使用している「資源ごみ」の呼称では、ごみのイメージが強いため、「資源物」などに呼称を改め、市民の資源としての意識づけを行うこと	「資源ごみ」という表現を使用しないようにしている。配布物については、適宜修正していく。
8	資源化の促進について、追加品目は、資源化が可能になった時点から速やかに実施すること。	情報収集に努め、課題等を整理しながら、検討する。

2. ごみの減量化につなげるためのごみ処理の有料化の導入について以下の項目を検討すること。

	答申	取組み状況／今後の方向性
1	有料化を行う品目は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「美化センターへの直接搬入」、「粗大ごみ」とすること。	「美化センターへの直接搬入」、「粗大ごみ」は令和8年10月から有料化を予定している。
2	「燃えるごみ」「燃えないごみ」については、収集袋に処理料金を付加することとし、排出量に応じた負担の公平性からも、収集袋の大きさに対し処理料金を検討すること。	収集袋に処理料金を付加することについては、ごみ排出量や資源化状況等を踏まえ、引き続き検討する。
3	美化センターへ直接搬入する家庭系の一般廃棄物に関しても、事業系の一般廃棄物処理料金と同様に重量による料金設定を検討すること。	家庭系と事業系での料金設定は同じ単価になるように検討している。 家庭系は 30kg330円+10kg110円
4	「粗大ごみ」については、現状のステーション回収方式から、収集車両が各戸に回収に向かう戸別回収方式に変更し、一定量まで一律の料金設定を検討すること。	令和8年10月から戸別収集に変更予定。 料金は、1回あたり 100kgまで 2200円の予定
5	「粗大ごみ」の内、マットレスやフロン使用製品等、処理困難物に関しては、処理経費を勘案した追加料金の徴収を検討すること。	令和8年10月から導入予定。
6	料金設定は他自治体を参考としつつ、資源物への分別が促進される金額になるよう検討すること。なお、生活福祉面などに配慮するような施策も併せて検討すること。	美化センターへの直接搬入は近隣市町や説明会での意見を踏まえ、料金を設定。
7	現在行われている「高齢者等の粗大ごみ個別回収」や災害廃棄物の受入などの福祉的な施策については、処理手数料などを配慮すること。	「高齢者等の粗大ごみ個別回収」や災害廃棄物の受入などは、処理手数料を減免する予定。
8	有料化の時期については、「粗大ごみ」と「美化センターへの直接搬入」を優先的に実施し、極力、同時期に「収集ごみ」の有料化も実施すること	「粗大ごみ」と「美化センターへの直接搬入」は令和8年10月から実施予定。 収集ごみの実施時期は、ごみ排出量や資源化状況等を踏まえ、検討する。

3. その他

1	美化センターは稼働より 35 年以上経過し老朽化が懸念されるため、新たな処理施設の設置が必要となる。今後も安定した廃棄物処理のために焼却量の削減と再資源化の促進に努めること	(検討状況は次の議題で報告)
---	--	----------------

# 美化センター以後の 廃棄物処理体制の検討について

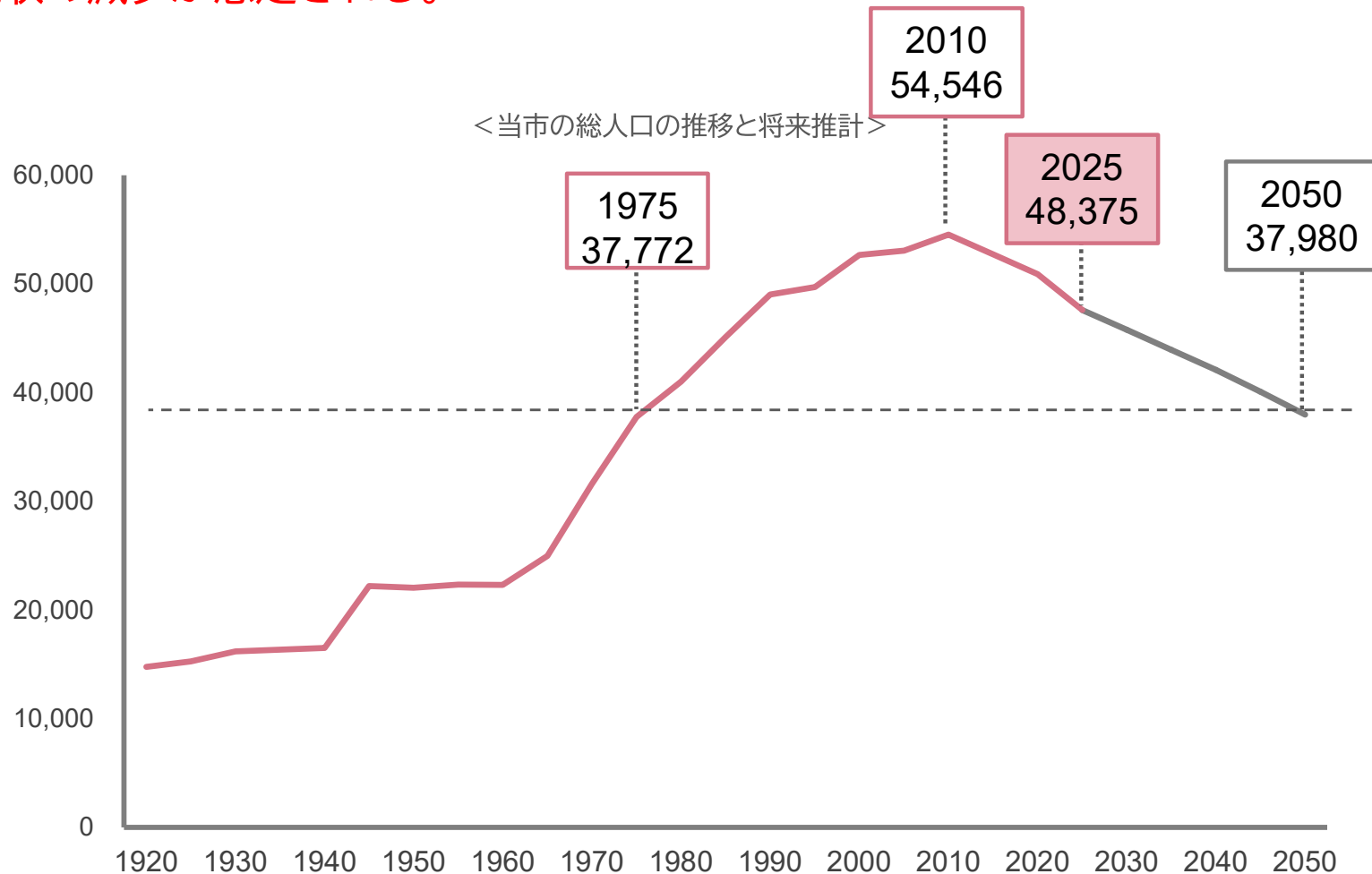
## 目次

- 1 取組みの背景
- 2 美化センターの現状
- 3 施設整備の手法

# 1 取組みの背景

# 人口減少の進行

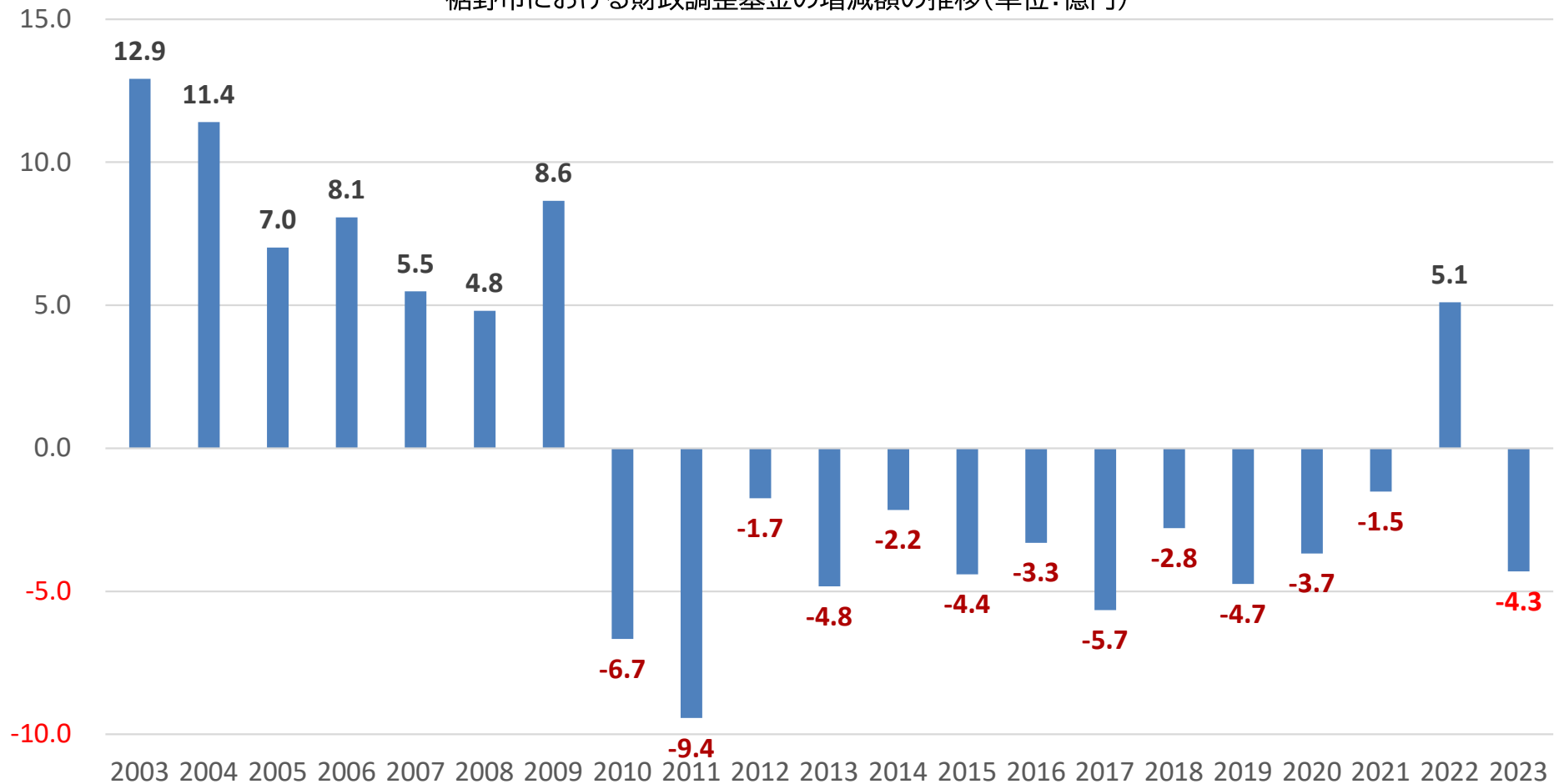
- 当市の総人口は2010年をピークに減少局面に入り、2025.4.1現在、48,375人で、**5万人を下回っている**。
- 2050年には37,980人まで減少すると推計されており、住民税や固定資産税等をはじめとする**市の税収の減少が想定される**。



# 厳しい財政状況

- 財政構造の転換が遅れ、**財政赤字が常態化**している。
- 早期に財政を健全化させ、**持続可能な行財政運営を実現**する必要がある。

裾野市における財政調整基金の増減額の推移(単位:億円)



出所:財政課資料

## 2 美化センターの現状

# 美化センターの概要

- 昭和63年の竣工後、環境対策工事や延命化工事等を経て、現在に至る。
- 施設稼働から現在までに**36年が経過**している。

所在地	静岡県裾野市大畑215-2	
敷地面積	17,461.46m <sup>2</sup>	
建築面積	1,322.20 m <sup>2</sup>	
延べ床面積	2,686.52 m <sup>2</sup>	
ごみ 焼却施設	処理能力	93t/日(46.5t/24h×2炉)
	炉型式	准連続運転式(ストーカー炉) <sup>注</sup>
粗大ごみ 処理施設	処理能力	剪断式破碎 5t/5h 回転式破碎 15t/5h
	処理方式	剪断式破碎、回転式破碎
着工	昭和61年10月	
竣工	昭和63年3月	
設計施工	三菱重工業株式会社	

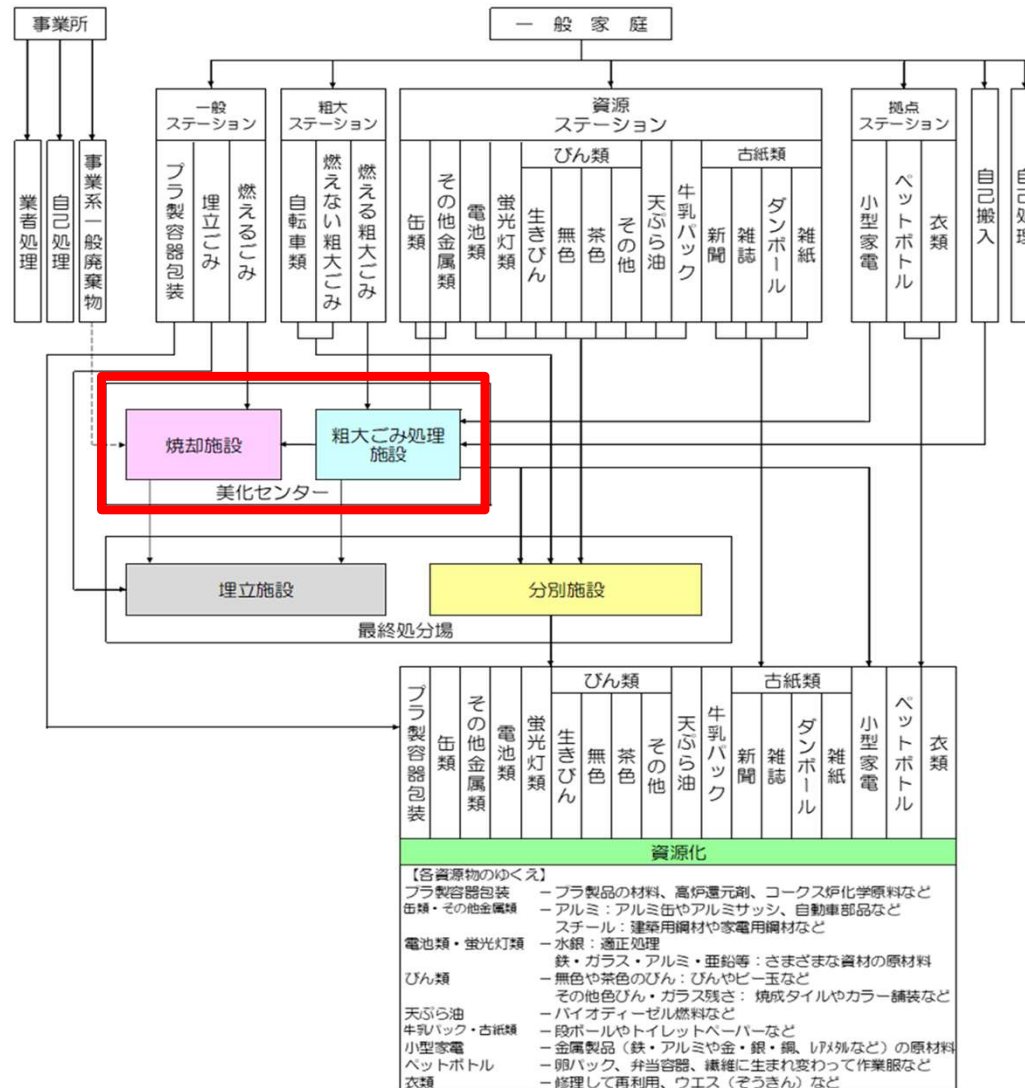
注:炉型式は准連続運転式であるが、施設運転については全連続運転(24h)となる。

出所:美化センター資料

- 昭和61年10月に着工し、昭和63年3月に竣工・稼働
- **竣工当時は施設規模62t/日(31t/16時間×2炉)**
- 平成10年度にダイオキシン類対策工事、平成13年度に飛灰処理施設整備工事、平成**16年度に准連続運転から全連続運転への変更(92t/日:46t/24時間×2炉)**
- **平成20年度の処理能力の軽微変更(93t/日:46.5t/24時間×2炉)**
- **平成22年度から28年度まで延命化工事を実施**

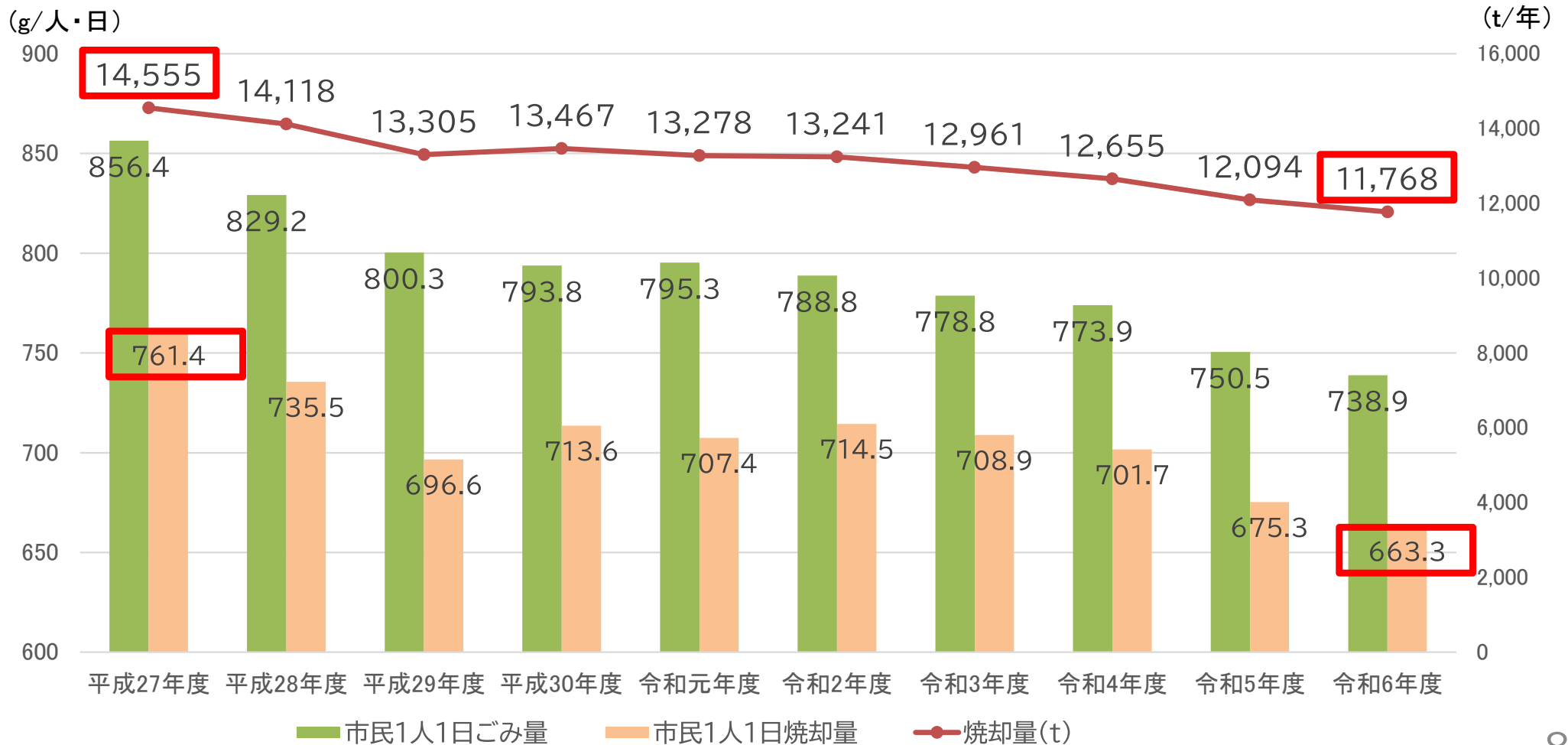
# 美化センターで処理する一般廃棄物

- 下図のとおり、ごみステーションに排出又は自己搬入(直接持込み)によって排出された一般家庭及び事業所の燃えるごみ、燃える粗大ごみ、缶類、その他の金属、小型家電の中間処理(破碎・選別・焼却等)を行っている。



# 市の一般廃棄物排出量の推移

- 一般廃棄物の排出量は市民や事業者の協力により年々減少傾向にある。
- 令和6年度には、市民1人1日平均焼却量が663g／人・日となり、平成27年度と比較して約13%の減少。(総焼却量では10年で約19%の減少)



# 施設の老朽化の進行

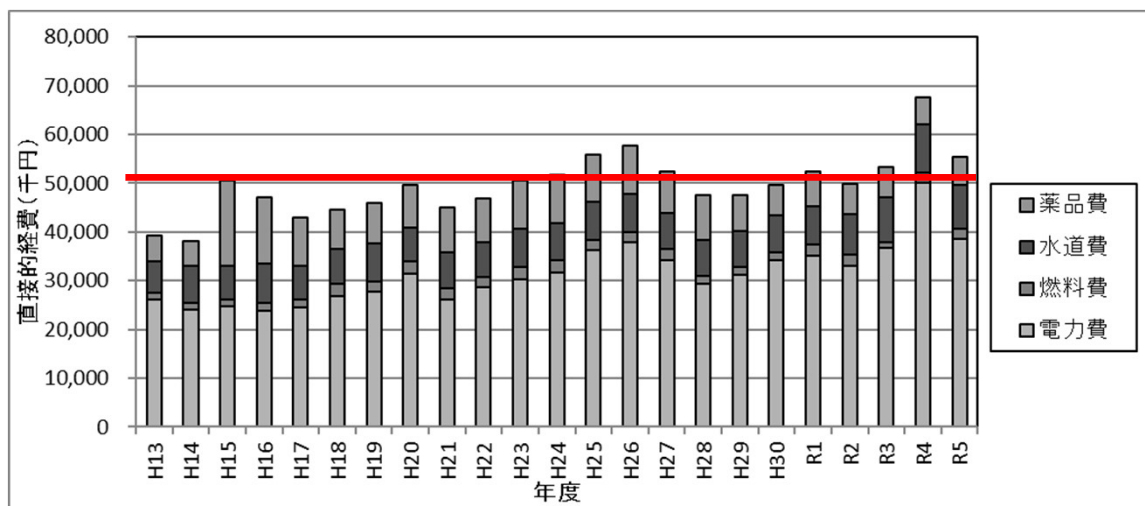
- 施設稼働から現在までに35年が経過し、施設の老朽化が進行。
- 平成28年度に完了した延命化工事後も補修・修繕が嵩み、施設の維持管理費が増加している。
- 平成29年度にはごみクレーンの故障により、令和元年度には搬入路の倒木により、民間事業者<sup>※</sup>に可燃ごみの処理委託を実施。
- 令和4年度には煙突の外壁が剥落する事案が発生。
- 令和5年度にはごみクレーンの故障により、美化センターへの市民の直接持込みを1日休止。
- 部品調達が困難で修繕できない場合、施設を稼働できなくなる最悪の事態も想定される。



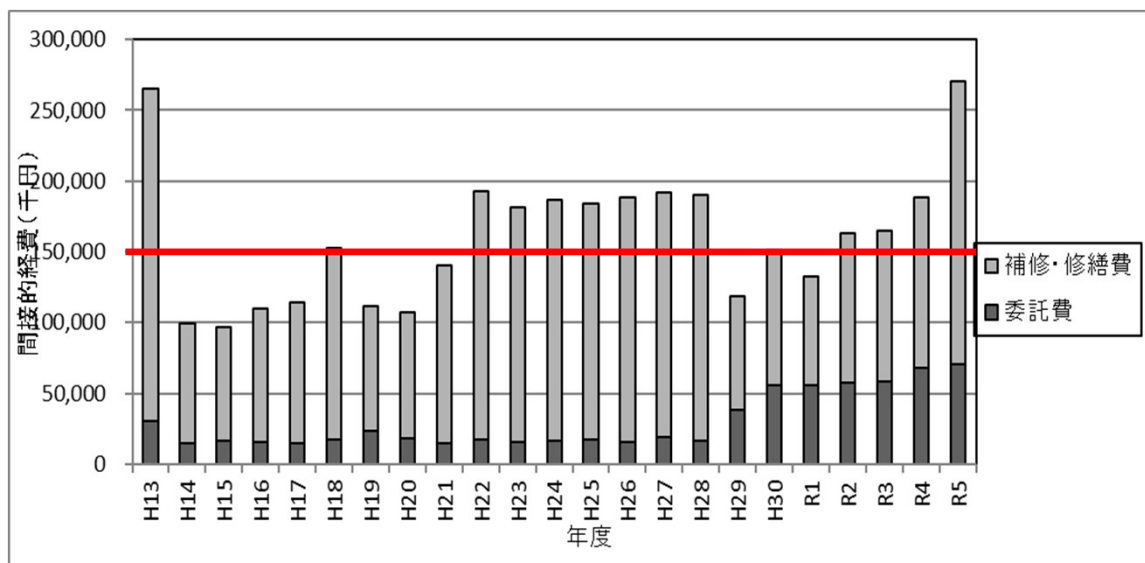
今後とも施設の故障等がいつ起きてもおかしくない綱渡りの状況であり、一刻も早く施設を更新することが喫緊の課題となっている。

# 美化センターの維持管理費の推移

- 平成12年度から令和4年度までの23年間の維持管理費の推移は以下のとおり。
- 施設を維持管理するために、**年間2億円程度**を支出している。



- 直接的経費(電力費、燃料費、水道費、薬品費)は**年間50,000千円程度**で推移
- 令和4年度は**電力費の高騰**により、例年よりも経費が増加



- 間接的経費(委託費、補修・修繕費)は**年間150,000千円程度**で推移(H29以降)
- 平成13年度は飛灰処理施設整備工事により経費が増加
- 平成22年度から28年度までの**延命化工事後も、年々、経費が増加**している。

出所:美化センター資料

# 3 施設整備の手法

# 市単独(公設)での整備が困難に

- 新たな施設整備にあたっては、市単独(公設)による整備を想定していた。



- 当市は令和4年9月に人口が5万人を下回ることとなったため、市単独(公設)による施設整備の場合、国の循環型社会形成推進交付金(補助率1/3)を活用することができなくなった。
- 起債(借金)するにしても市の財政負担が重く、現実的な選択肢になり得ないため、他の手法を検討する必要がある。

交付金交付率1/3の場合 (単位:千円)

総事業費				
8,078,400				
交付対象事業		交付金対象外		
80%		20%		
6,462,720		1,615,680		
起債対象事業		循環型社会形成推進交付金	一般廃棄物処理事業債	
2/3		1/3	75%	
4,308,480		2,154,240	1,211,760	
一般廃棄物処理事業債	財源対策債			一般財源
75%	15%			10%
3,231,360	646,272	430,848	403,920	

注) 1.ここでは、一般的な実績より交付対象事業費を全体工事費の80%と設定した。

# 施設整備の手法

- 新たな施設整備にあたっては、主には次の2つの手法が考えられる。



広域化



民間活用  
(公民連携方式)

# 広域化による施設整備

- 複数の市町で施設の建設・運営する手法。
- 国の交付金の人口要件をクリアするので、交付金の活用が可能になる。
- スケールメリットを生かしたコストダウンを図ることができるほか、効率的なエネルギー利用（余熱利用・発電等）が可能となる。
- ただし、建設用地の選定やごみの排出方法の擦り合わせなど、自治体間調整に時間を要する。
- また、新施設が市外に設置される場合は、輸送コストが嵩む。加えて、市民がごみを直接持ち込むことが難しくなり、市民にとっての利便性が低下することが懸念される。

## 【現在検討している3市2町の枠組み】

- 静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン(R4.3月)に基づき、3市2町(裾野市、三島市、熱海市、長泉町、函南町)の枠組みを設定。
- 広域化の可能性を調査するため、令和6年度に3市2町共同で広域化実現可能性調査を実施し、年度末には、副市長・副町長を構成員とする「ごみ処理広域化検討協議会」を設置。
- 令和7年度には、建設候補地選定委員会(委員:学識経験者、市町職員)を設置し、候補地を検討する。
- 令和8年度に、建設候補地の検討結果を踏まえ、各市町は、今後広域化に参加するか否かを判断する。



# 広域化実現可能性調査での結果・評価

- 整備する一般廃棄物処理施設として、本調査ではスケールメリットが得られる**ごみ焼却施設を選定**。(日量300t規模と試算)
- **マテリアルリサイクル推進施設**(粗大ごみ処理施設、資源化施設)については、今後広域化に参加する市町の枠組み決定後、当該市町の既存施設状況、処理体制、分別区分等を踏まえて**検討**する。
- 施設規模、処理フロー、費用負担、財源計画、有料化、収集運搬、中継施設の必要性等の調査を行った。処理施設の整備・運営面における**広域化のメリットが認められる**。
- ただし、収集運搬面では、広域化施設を整備する場所によって**収集運搬距離が変わることの影響**を吟味する必要性が認められる。
- 裾野市の負担は…

建設費	50～56億円 (交付金分除く35～39億円)	} 20年で 57～64億円
運営委託費(20年)	22～25億円	

※ 事業債の償還に係る利子、交付税措置は考慮せず。

※ 当調査では、R3, 4年度実績に基づき試算。物価上昇の影響が……

# 広域化による施設整備での課題

P14の項目に加え、現在の検討状況では次の項目を課題として捉えている。

- **マテリアルリサイクル推進施設**については、今後広域化に参加する市町の**枠組み決定後に検討する**ため、現在の市美化センターで有しているごみ処理機能を必ずしも広域の新施設にすべて移行できるとは限らない。
  - 市内に別の中間処理施設を建設・運営する可能性がある。
- 新施設の位置が遠方となった場合、市民サービスや収集運搬の効率の面から、**中継施設の整備・運営が必要**になり、追加で費用が必要になる可能性がある。
- また、中継施設の建設用地を確保できていないため、中継施設の用地を検討、確保する必要がある。
- 遠方になればなるほど、通行止めなどの道路事情によるリスクが高まる。

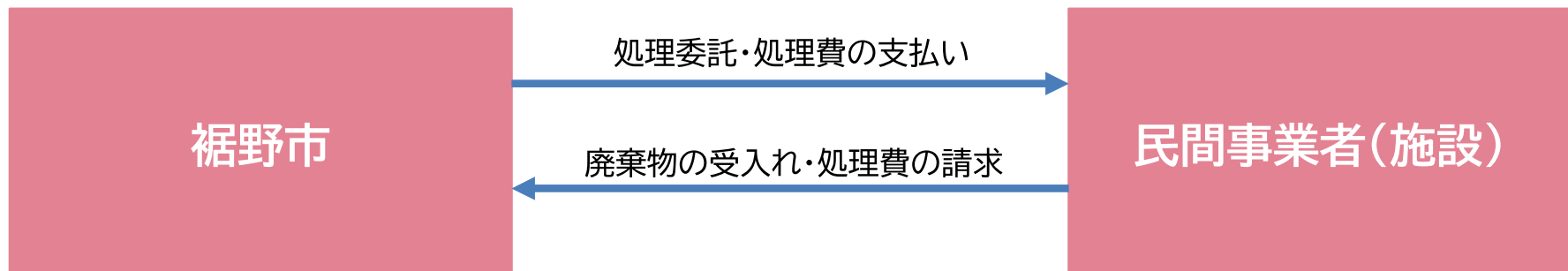
中継施設とは・・・

- 環境省資料「日本の廃棄物処理・リサイクル技術 ー持続可能な社会に向けてー」では、ごみを小型・中型車から大型輸送車に積み替える「**ごみ中継施設**」を設けることで、収集運搬作業の**効率化を図ることが可能になる**とされている。
- 同資料では、「一般に、**輸送距離では18kmを超える場合に、中継施設の導入を検討するとよい**と言われています。」とされている。裾野市の人口重心から熱海市建設候補地までの走行距離は、**27.7km**となっている。



# 民間活用(公民連携方式)による施設整備

- 民間の廃棄物処理施設に市の一般廃棄物の処理を委託する。
  - 処理の委託先としては、『市外の民間が所有する既存施設』と『民間が市内に新たに建設する施設』の2つのパターンが想定される。
  - 『市外の民間が所有する既存施設』での処理では、委託期間、受入品目、受入可能量等の課題があるため、現時点では、『民間が市内に新たに建設する施設』への委託を主に検討。
- 市は、ごみ量に応じて、民間事業者に処理費を支払う。



# 民間活用(公民連携方式)による施設整備

## 【民間が市内に新たに建設する場合】

- 市内に処理施設があるため、ごみの直接持ち込みなどで**市民サービスへの影響が少ない**。
- 民間が新たな施設を建設する場合でも、市は建設費を負担することがないため、**初期費用を削減**することができる。
- 毎年、一定の委託費を負担することになるが、**将来にわたる財政支出を平準化**することができる。
- ごみ量に応じて処理費を支払うため、ごみ減量が進めば進むほど、市の支出額が減少する。
- 広域化よりも**事業スケジュールを短縮**できる可能性がある。
- 民間事業者の倒産リスクがあるため、安定的に事業を継続するための**バックアップ体制が必要**になる。(公設民営やPFIの場合でも運営体制については同じことが言える。)

# 民間活用(公民連携方式)の検討状況

- 令和5年度、令和6年度に、民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて民間事業者の意向等を把握することを目的に、サウンディング調査を実施した。

- 令和5年度は5者、令和6年度は2者の事業者が参加

(事業者との確認・提案内容)

- 美化センターの機能を有した施設を建設することは可能(市民による直接持ち込み対応含む)
- 事業者からは、一般廃棄物と産業廃棄物との混合処理が必要

- 民間活用(公民連携方式)による処理の**事業化の可能性を確認**できた。
- 一方で、**市で建設候補地を確保する必要がある**ことを確認した。
- 令和7年度では、市内の建設候補地の検討(公募、抽出)を行っている。
  - 焼却施設等の公募では、1件の応募があった。

# 事業手法の検討

(令和7年度取組み内容)

広域化(3市2町)	公民連携
建設候補地の検討(公募、抽出)	建設候補地の検討(公募、抽出)

市として、色々な視点で事業手法を比較する。

## 【比較の視点】

次の視点などにより比較する。

- 市民の利便性(サービス)
  - 経済性
  - 処理の安定性
  - 災害対応
  - 事業開始までの期間
  - 実現性
- など

建設候補地の検討結果を踏まえ、  
令和8年度に**広域化(3市2町の枠組み)**への  
参加可否を判断